

同志社国際高等学校における再発防止に向けた取組みについて

1. 本報告の趣旨

2026年3月16日に発生した、学校法人同志社（以下「本法人」といいます。）が設置する同志社国際高等学校（以下「同志社国際高校」といいます。）の研修旅行における転覆事故（以下「本件事故」といいます。）について、本法人及び同志社国際高校は、2026年4月24日付「危機管理マニュアルの見直し等及び校外活動の自粛の要請について（8文教第306号）」にて、安全管理策を講じるよう指導を賜り、①マニュアルの見直し、②全行事の再点検と③再発防止の策定に取り組んで参りました。

また、貴府から、2026年5月22日付資料「同志社国際高等学校の研修旅行等について」においては、安全管理及び教育活動に関する是正の必要性についてご指摘をいただきました。

このたび、安全管理に関する指摘事項への対応に加え、2026年7月31日に受領した外部専門家による特別調査委員会による調査報告書における原因分析結果及び再発防止の提言を踏まえて、校外活動再開に向けた③再発防止策を策定いたしました。

なお、教育活動に関する指摘事項につきましては、新たに設置を予定している「教育の中立性および適切性に関する検討委員会」において、検証をおこなって参ります。

2. 取組み内容

①マニュアルの見直し

文部科学省が示す「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月）等における校外活動時の事前の安全確保の検討・対策についての項目・内容が同志社国際高校の危機管理マニュアルに記載されていなかったことから、これらの項目・内容全般を盛り込んだ同志社国際中学校・高等学校危機管理マニュアルを作成しました。

危機管理マニュアルは、一般的事象における対応フローを掲載した『危機管理マニュアル（学校安全対策マニュアル）』に加え、危機管理マニュアルの位置づけ、事前、発生時における初動、事後の危機管理の基本を掲載した『危機管理マニュアル（共通編）』を新たに作成しました。

なお、本件事故における原因分析結果から、『危機管理マニュアル（学校安全対策マニュアル）』には以下の主な追記をいたしました。

(ア)本プログラムを想定して事前の現地の状況や天候把握の確認をしていなかったこと

「校外での活動を行う際、特に、学校が所在する地域の環境条件と異なる場所へ行き活

動する場合は、事前に現地の状況や気象情報などを十分に把握する必要があります。」の文言を記載しました。

(イ)悪天候などによる活動の変更・中止を想定した代案について事前に決めていなかったこと

下見に際して、「悪天候時の対応」を検討課題に含めることを記載しました。

(ウ)安全面における現地固有の状況や乗船に伴うリスク（海上運送法上の事業登録の有無、航路、船の形状、通常の船着き場ではなく危険な護岸からの乗船など）、救護・通報にかかる施設等について、事前に下見や実地調査などにおいて把握・確認しておらず、想定される事故等が発生した場合の対策等が講じられていないこと

「事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる」の文言を記載しました。

(エ)訪問先の船の運航関係者との安全確保に関する事前調整を十分に行っていないことや旅行会社を通じた手配による安全確保等の体制を取れていなかったこと、契約書の締結による事前の乗船にあたっての安全対策等の条件確認もされていなかったこと

「全行程旅行社の手配を原則とする。旅行社手配でない範囲のプログラムも、安全性や危険性について旅行社の助言と法的問題点の確認を依頼する。（旅行社手配の場合であっても、安全確保は学校の責任であることを十分認識し、学校が主体的に安全管理を行うものとする。また、関係業者は実績や安全管理体制、信用性等を十分確認した上で選定するとともに、公正性・透明性を確保し、不明朗な関係を持つことのないよう適切な関係を維持する。）」の文言を記載しました。

(オ)プログラムに参加する生徒に対して、学校からライフジャケットの着用方法等の事前の安全指導・教育が行われていないこと、事故が発生した際に生徒が引率教員と離れて乗船する中で生徒自らが調べて海上保安庁へ通報するに至ったこと

「プログラム開始前に、生徒に対して当該活動で想定される危険や災害リスク、緊急時の対応方法および避難行動等について事前に教育・指導を行い、緊急時に適切な行動がとれるよう周知徹底する。」の文言を記載しました。

(カ)当日の波浪注意報の気象情報について確認していなかったこと

研修旅行については「毎日、旅行社とともにミーティングを実施し、今日の問題点、明日の注意点、生徒の状況、気象情報を確認する。」「毎朝、旅行社とともに出発前ミーティングを実施し、生徒の状況、気象情報の共有をし、今日の動きの最終確認をする。」との

文言を記載するほか、その他の校外活動についても「毎朝、ミーティングを実施し、生徒の状況、気象情報の共有をし、今日の動きの最終確認をする。」「活動中も時折気象情報を確認すること。」などの文言を記載しました。

(キ)当日の引率に当たって必要十分な教職員が同行していなかったことや教職員の体調不良により対応できなかった場合の体制等を構築していなかったこと

「班別行動・自由行動を組み込む場合は、行動範囲の制限をし、生徒と教員間で連絡するための手段を確立しておく。また、教員は複数名で行動範囲内を巡視する。」「選択コースを組み込む場合は、コースのリスクに見合った引率教員数を配当し、また引率教員の特性も考慮した役割分担を行う。」などの文言を記載するほか、引率責任者及び引率専任教員の権限・事務分担を明記いたします。

(ク)研修旅行の計画は、学年の担任会、教職員会議の合議で決定・承認され、最終的に校長の責任の下で実施されるというプロセスを経ていたことが確認されたが、組織として安全確保のために必要とされる対応ができていなかったこと

「実施計画（書式「校外活動実施計画（宿泊を伴うもの）」）を実施2か月前までに教頭に提出。研修旅行委員会で昨年度の指摘や懸念点がクリアされているか確認した後、危機管理委員会・法人の安全管理室でプログラムの妥当性について確認する。」との文言や「実施1か月前までに教職員会議に詳細をかけ、会議了解を得る。」との文言を記載しました。

(ケ)学年の担任会、教職員会議、最終的には校長の責任の下での意思決定の過程において、これらの法令等を踏まえた議論が全く行われず、過去の研修旅行後の感想文で参加生徒が危険性や不安を申し述べていたことも一顧だにされず、結果として必要な見直し等が行われることなく、今回の事案に至ったこと

研修旅行について「プログラム終了後に引率者で総括し、校長と研修旅行委員会に文書と口頭で報告する。研修旅行委員会は懸念点や問題点・改善点などを確実に次年度に引き継ぐ。」との文言を記載したほか、その他の校外活動についても同様の文言を記載いたします。

(コ)生徒や保護者に対して事前にプログラムの詳細について十分な説明がなされず、理解の徹底が図られなかったこと

「下見等の事前確認を踏まえ、必ず生徒および保護者に対してプログラムの具体的な内容を事前に説明する機会を設けるものとする。」との文言を記載しました。

(サ)経路、交通機関等について、事前に十分調査できていなかったこと

「同プログラムであっても、新たな経路や交通機関を選択する場合は、安全性を最優先に、想定されるリスクをより入念に確認・検討を行うものとする。少しでも安全性に懸念がある場合は、これまで使用している経路または交通機関を使用するものとする。」との文言を記載しました。

(シ) 船舶等の乗り物を利用する場合には、その運航に関して法令が遵守されているか、救命胴衣の備置等、安全性に問題がないかについて確認できていなかったこと

校外活動実施計画様式のチェックリストに「法令遵守の有無、点検・整備状況、運営体制、気象による中止判断基準の有無等」の文言を記載しました。

②全行事の再点検

①マニュアルの見直しに基づき、2025 年度に実施された同志社国際中学校・高等学校における以下の校外活動の実施内容の安全面での検証を行い、生徒の安全が守られた内容であったか検証し、活動再開に向け、不備があれば、その部分を明らかにし改善できるように『校外活動検証結果報告』を作成いたしました。また、本作業は全教職員で実施することにより、教職員の安全管理に関する意識向上も目的にしています。

【研修旅行】

- ①中学 2 年 長崎研修旅行
- ②高校 2 年 沖縄研修旅行

【校外学習】

- ③中学 1 年 宿泊研修
- ④高校 1 年 宿泊研修
- ⑤中学全学年 遠足
- ⑥中高希望者 リトリートキャンプ
- ⑦高 3 希望者 キャンプ実習
- ⑧高 3 希望者 ウィンタースポーツ実習
- ⑨各学年正課授業 校外フィールドワーク

【その他】

- ⑩海外留学プログラム NUEVA SCHOOL
- ⑪海外留学プログラム その他の短期留学プログラム
- ⑫課外学習（不定期開催）

校外学習の実施にあたっては、下記手順に従うこととし、必要な手続き及び確認体制を整備しました。

- ①校外学習実施計画を作成する上で必要な下見を実施、必要事項を記入して、各プログラムで決められた提出期限内に教頭へ提出
- ②所管の委員会で確認後、危機管理委員会においてプログラムの妥当性を確認。
宿泊を伴う等、高リスクのプログラムの妥当性については、法人の安全管理室においても確認
- ③教職員会議での承認後、引率者マニュアルを作成し、教頭に提出後、引率者ミーティングを実施
- ④事前および直前ミーティングを実施し、検討点・確認点チェックリストや確認すべき事項を①の計画書に記入
- ⑤プログラム終了後、引率者で総括し、校長と所管の委員会に文書と口頭で報告。
- ⑥所管の委員会は、懸念点・問題点・改善点などを確実に次年度に引き継ぐ。

以上、マニュアルの見直しのみならず、活動の再開に向けては過年度の校外活動検証結果にも基づいた企画、運営、検証がなされるよう安全面の改善を図りました。

③再発防止策

本法人及び同志社国際高校の管理体制については、本法人において、各学校の修学旅行の計画実施が児童生徒の安全と健康の保持上無理なく適切なものであるかにつき、十分な実態の把握と必要な指導を行うことができていなかったことや、同志社国際高校において、危機管理マニュアルの不備や、研修旅行に向けた事前調査や事故発生時の対応に係る準備の不足など、安全確保のために求められる対応ができていなかったことを示す事項について、これまで研修旅行を行う中で、管理職を含め教職員の間で疑問が呈されたり、議論がなされたりしたことはなかったことなど、ガバナンスが機能不全に陥っていたことから、同志社国際高校において以下の再発防止策を実施いたします。

(ア)リスク管理体制の再構築

同志社国際高校は「同志社国際中学校・高等学校リスク管理本部内規」に基づき、同志社国際中学・高等学校リスク管理本部（以下「同志社国際中高リスク管理本部」といいます。）を設置しているところ、同内規では、同リスク管理本部の役割として規定するリスクの予測及び調査、リスク管理の計画・実施・点検評価等の任務を遂行するための会議の開催、運営等に関する定めや、具体的な体制・方法等に関し、定めておらず、リスク管理本部は形骸化していました。

また、校内の危機管理に対処する機関として、校長、教頭、事務長で構成する危機管理委員会が設置されていますが、同委員会は規程上の根拠がなく、委員会の開催や運営等に関する定めもないほか、議事録も作成されておりました。2025年度は委員会が開催されていませんでした。

これらを踏まえ、同志社国際高校の危機管理体制について、同志社国際中高リスク管理本部の諮問機関として危機管理委員会を位置付けます。同本部は、現行の規程どおり、事前の危機管理全般（顕在化する前のリスク管理）を担うこととし、顕在化したリスク及び安全管理に関する事項について危機管理委員会に委任・諮問し、同志社国際中高リスク管理本部に報告・答申させます。

上記両機関の位置づけ及び任務・機能については、「同志社国際中学校・高等学校リスク管理本部内規」を改訂して明確化するほか、同志社国際中高リスク管理本部が開催する会議体及び危機管理委員会の目的、開催頻度・タイミング、議題、議事録作成等の運営に関する事項を定めます。

（イ）危機管理マニュアル改善及び安全管理に対する意識向上の機会の設定

危機管理マニュアルは、適切に運用されて初めて十分な安全管理体制の構築及び安全確保に資するものであるとの認識のもと、同志社国際高校において、危機管理マニュアルの内容についての実践的な理解や改善すべき記載がないかの確認ができる機会を定期的に設けます。

加えて、安全管理に関する研修を定期的実施し、ワークショップ形式も取り入れることで、本件事故をはじめ、さまざまな事例について、「背景・原因はなにか」「どのように事故を防ぐべきか」「万が一発生してしまったらどのように対応するか」を自ら考え、教職員間で議論するほか、校長・教頭と教職員との定期面談を通して、校外学習等で疑問を感じている点がないかや、改善すべき課題がないか等、安全管理体制の改善につながる情報収集と対話を図ります。

なお、今年度は第１回研修会として、マニュアルの重要性理解や危機管理意識の啓発のために、国際中高教職員全員を対象として、以下のとおり実施しました。

開催日：５月２７日（水） １５：００～１６：３０

テーマ：危機管理研修～校外活動時のポイントを中心に～

目的：・ 危機管理意識の向上を図る

- ・ 危機管理とは何かを理解する
- ・ 学校や教職員が生徒（や保護者）に対して負っている義務を確認する
- ・ 危機管理に際して、文部科学省が公表しているガイドラインや指針の内容を理解する
- ・ 校外活動における危機管理のポイントを理解する

（ウ）安全管理を自分事として考え、疑問を提起しやすい組織風土の醸成

本件事故の原因として、担任会や教職員会議等で学年主任や下見に行った教員任せで、安全管理について自分事として検証しない他人任せの組織風土があったほか、同志社国際高校以外との人事交流が少なく、教員の固定化が生じているがゆえに、経験年数が浅い教

員が、先輩教員の決定方針に意見を述べにくい、多様な意見や外部的な視点からのチェックが入りにくいといった雰囲気や風潮が一定程度存在していたことがあったと考えており、同志社国際高校において、教職員会議や安全管理に関する研修等を通じて、同志社国際高校の安全管理体制に係る様々な問題点や変革すべき点を全教職員で共有することに加え、「生徒の安心・安全を最優先に行動する」「少しでも危険や疑問を感じたら、その感覚を大切にし、周囲の教職員らとも共有・相談する」「生徒の安心・安全を優先するため、教職員全員が危機管理意識を高める」「これらの安全管理に関する行動を学校組織として支えられるよう、安全管理体制の再構築をはじめ、全面的にバックアップする仕組みを構築する」ことなどから成る「同志社国際中学・高等学校安全管理宣言」を策定し、同志社国際高校のホームページ等に掲示することを通して、教員が安全管理を自分事として考え、疑問を提起しやすい組織風土の醸成に取り組みます。

また、9月1日付にて法人内に安全管理室を設置し、同志社国際高校の統一的な安全基準・マニュアルの策定および更新状況、校外活動の事前審査・承認のプロセス等の指導を行います。安全管理状況のモニタリング及び是正指示を行うとともに、教職員に必要な安全管理の知識習得並びにその能力及び資質向上に係る取組状況等を確認する体制を整備しました。

3.校外活動について

教育基本法第14条第2項への抵触の恐れのない、文化芸術活動、地域理解を目的とした活動である施設見学等の課外学習（不定期開催）並びに授業の一環として実施する校外フィールドワーク（一休寺散策、京田辺地域散策、地学実習等）については、上述の2.①～③で策定した再発防止策を着実に実施し、順次再開してまいります。

ただし、‘平和学習’などをテーマとする様々な見解の提示を要する探究型プログラム（中2研修旅行、高2研修旅行）の自粛解除は次年度以降とし、テーマ変更もしくは教育の中立性及び適切性に関する検証を経た上で、再開にむけた検討をしていくことを申し添えます。

以上